

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年五月十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳二百八十一の二の一部、      十一の一部、一十四、二百九十一の一部、      四の一部、一十三の一部、一十四の一部、一十      五、一十六、一十七</p> <p>埼玉県飯能市大字川寺二百五十九一、一三、      一四、二百六十一一三、一四、一五、一七、一      八、一十四、二百六十二一、一三の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳二百二十六一の二の一部、      一六の一部、一七の一部、一八、一九、一十、      二百二十七一三、二百四十四一八、一九、二百      五十一一の一部、一四の一部、一五の一部、      一六の一部、一七、二百五十二の一部、二百五      十三一の一部、二百五十四一、二百五十五      一二の一部、一四、二百五十八一四の一部、一      九の一部及び二百二十六一六、一十、二百二十      七一三、二百四十四一、二百五十一一四の各      先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十三・六</p> <p>六十三・六</p> <p>百五十二・五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇〇〇十七・五</p> <p>六・〇</p> <p>十六・〇〇十七・五</p>

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成三十年 五月十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳二百六十四―二、二百六十六―三、二百六十七―一、―二、―三、二百六十八の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字笠縫八十八―四、―八、―十五、九十七―二、―二十、―二十一、九十八―九、―十の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字笠縫二百六十七―四十五、―四十九、―五十八、二百六十八―一、二百六十九―二、―四の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字笠縫九十四―二、九十六、九十七―十六、―十八、―十九、百六十七―一、―二、―三の各一部及び九十四―二、九十六、九十七―一、―十六、―十八、―十九、百六十七―一、―二、―三の各</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十三・四</p> <p>四十九・〇</p> <p>十九・〇</p> <p>三十三・三</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>六・〇</p>

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成三十年 五月十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字笠縫百六十五―二、百六十六―一、―二、―三、―四、百六十九―一、―二、―三、―四、百七十一―一、―二、―三、―四、百七十二、―二百八十一―二、―四、―八、―九、―十二、―十三、―十六、二百八十一―三の各一部及び百六十五―二、百六十六―一、―二、―三、―四、百六十九―一、―二、―三、―四、百七十一―一、百七十五―二、二百八十一―二、―四、―八、―九、―十二、―十三、―十六、二百八十一―三の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百十一・八
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇